

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の徳島県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）〕に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約530事業所について調査を行っている。

3 主要調査事項の定義

(1) 現金給与額

「現金給与額」とは、賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まない。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであり、「所定外給与（超過労働給与）」を含む。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「所定外給与（超過労働給与）」を除いたものである。

「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的理由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものである。

- イ 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ロ いわゆるベースアップの差額追求分
- ハ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
- ニ 支給事由の発生が不定期なもの（結婚手当等）

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、運輸関係労働者等の手待時間は含まれる。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含めない。

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。

「所定内労働時間」とは、労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

(4) 常用労働者数

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

イ 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。

ロ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者。

ハ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則又は基準で給与の算定を受け、毎月給与の支払いを受けている者。

ニ 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して、他の労働者（別居の家族労働者を含む。）と同じ給与規則又は基準で給与の算定を受け、毎月給与の支払を受けている者。

「一般労働者」とは、常用労働者のうち、「パートタイム労働者」以外の者のことである。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。